

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第七十五号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十一年佐賀県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県家畜伝染病予防法施行細則

第一条中「規則」を「省令」に改める。

第二条から第四条までを削り、第五条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条を第二条とする。

第六条中「別記様式第三号」を「別記様式第一号」に改め、同条を第三条とする。

第七条を削り、第八条中「規則」を「省令」に改め、同条を第四条とする。

第九条を削り、第十条中「または」を「又は」に改め、「当該家畜の所在地を管轄する市町長に通報し、かつ、」を削り、同条を第五条とする。

第十一条第一項中「規則」を「省令」に改め、「当該家畜の所在地を管轄する市町長に通報し、かつ、」を削り、同条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項若しくは第十七条の二第五項」に、「または」を「又は」に、「届け出にかかると」を「届出に係る」に改め、同条第三項中「当該家畜の所在地を管轄する市町長に通報し、かつ、」を削り、同条を第六条とする。

第十二条及び第十三条を削り、第十四条中「別記様式第四号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第七条とする。

第十五条中「第二十四条ただし書」の下に「の規定」を加え、「別記様式第五

号」を「別記様式第三号」に改め、同条を第八条とする。

第十六条中「法第二十三条第一項または法」を「第二十三条第一項又は」に、「および」を「及び」に改め、同条を第九条とする。

第十七条中「第四条第二項」を「第四条の二第三項」に改め、「第五項」の下に、「第五条第一項」を加え、「規則第三十六条」を「省令第三十九条」に、「又は疑似患畜」を「、疑似患畜又は指定家畜」に改め、同条の表中「ひな白痢」を「家きんサルモネラ感染症（省令で定める病原体によるものに限る。）」に、「別記様式第八号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の四条を加える。

（家畜等の移動の制限）

第十一条 知事は、法第三十二条第一項の規定により、家畜伝染病（法第三条の二の規定に基づく特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「指針」という。）に定められたものを除く。）のまん延を防止するため必要があるときは、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品の指定区域内での移動若しくは指定区域内への移入若しくは指定区域外への移出又は県内への移入若しくは県外への移出を禁止し、又は制限する。

（家畜集合施設の開催等の制限）

第十二条 知事は、法第三十三条の規定により、家畜伝染病（指針に定められたものを除く。）のまん延を防止するため必要があるときは、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと畜場若しくは化製場の事業を停止し、又は制限する。

（放牧等の制限）

第十三条 知事は、法第三十四条の規定により、家畜伝染病（指針に定められたものを除く。）のまん延を防止するため必要があるときは、一定種類の家畜

の放牧、種付、と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵を停止し、又は制限する。

(告示)

第十四条 前三条に規定する家畜等の移動の制限、家畜集合施設の開催等の制限及び放牧等の制限については、その都度知事が告示する。

第十八条中「規則」を「省令」に、「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

2 前項の規定により許可申請書を提出した者は、使用後は、遅滞なく、その実績を所轄家畜保健衛生所長に報告しなければならない。

第十九条第一項中「または規則」を「又は省令」に、「もとづき」を「基づき」に、「写」を「写し」に、「つけ」を「受け」に改め、同条第二項中「写」を「写し」に改め、同条第三項中「法第二十一条または法」を「第二十一条又は」に、「別記様式第七号とし」を「別記様式第六号とし、」に、「写」を「写し」に改め、同条を第十六条とする。

第二十条中「細則」を「規則」に、「報告または」を「報告する事項又は」に、「若しくは事項はすべて」を「は全て」に改め、同条を第十七条とする。

別記様式第一号及び別記様式第二号を削り、別記様式第三号中「~~別記様式~~予防法施行細則第6条」を「~~佐賀県家畜伝染病予防法施行細則第3条~~」に、「~~別記様式~~」を「~~別記様式~~」に改め、同様式を別記様式第一号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

別記様式第二号

標杭 12 センチメートル角
地上 120 センチメートル
地下 60 センチメートル

表面

病畜死体埋却地

裏面

市(郡)
町大字
番地

側面

年 月 日埋却
年 月 日まで発掘を禁止する
埋却者 氏 名

別記様式第三号

家畜埋却地の発掘許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
氏 名

家畜伝染病予防法第 24 条ただし書の規定による発掘の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

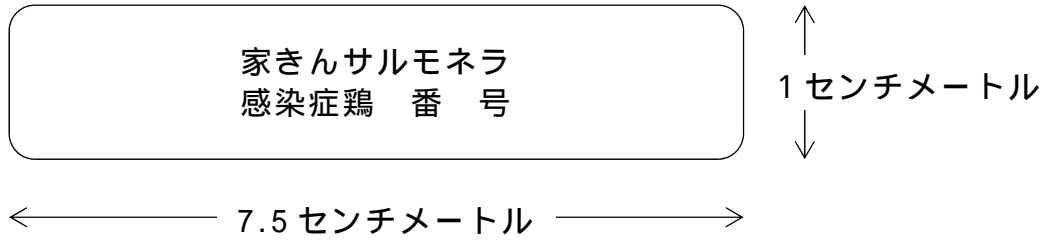
記

- 1 発掘者の住所及び氏名
- 2 発掘の場所
- 3 発掘の目的
- 4 発掘物の運搬中の防疫措置
- 5 発掘（予定）期日

別記様式第四号から別記様式第六号までを次のように改め、別記様式第七号及び別記様式第八号を削る。

別記様式第四号

脚環（赤色）アルミニウム製 鳩目式



動物用生物学的製剤使用許可申請書

年 月 日

家畜保健衛生所長 様

住 所

氏 名

家畜伝染病予防法第 50 条の規定により、家畜伝染病予防法施行規則第 57 条に規定する動物用生物学的製剤を使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用後は、遅滞なく、使用実績を報告します。

記

- 1 使用者の住所、氏名及び職業
- 2 製剤名及び数量
- 3 購入先
- 4 使用の目的及び対象頭羽数
- 5 使用の場所

別記様式第六号（その1）

指 示 書

年 月 日

市（郡） 町大字 番地

様

家畜防疫員

次の家畜は、 にかかっている（かかっている疑いがある）ため、家畜
次の患畜（疑似患畜）の死体は、

伝染病予防法 第 16 条 の規定により、 年 月 日に で
第 21 条

殺すこと。

焼却（埋却）すること。

記

家畜伝染病名	区分	名号	種類	品種	性	年齢	毛色	特徴

確認年月日	確認者の氏名及び印

別記様式第六号（その2）

指 示 書

年 月 日

市（郡） 町大字 番地

様

家畜防疫員

次の家畜の管理具が、 の病原体により汚染している（汚染したおそれがある）ため、家畜伝染病予防法第23条の規定により、 年 月 日に で焼却（埋却・消毒）すること。

記

焼却、埋却又は消毒する物品		焼却、埋却又は消毒の別	摘 要
品 名	数 量		

確認年月日	確認者の氏名及び印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (佐賀県家畜伝染病予防規則の廃止)
- 2 佐賀県家畜伝染病予防規則(昭和二十六年佐賀県規則第四十六号)は、廃止する。